

随意契約理由

契約担当課名	資産管理課
発注担当課名	資産管理課
契約名称	旧豊中市立庄内さくら学園中学校跡地活用事業 事業用定期借地権設定契約
契約内容	旧豊中市立庄内さくら学園中学校跡地活用事業に伴う事業用定期借地権設定
契約の相手方 (所在地・名称)	三菱倉庫株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当)</p> <p>豊中市では南部地域が抱える課題の解決を図り、まちの活性化につなげるため、ソフト・ハード事業ともに中長期を見据えたまちづくりを進めている。「豊中市南部地域活性化基本計画」および「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」に基づき、令和 5 年(2023 年) 3 月に廃校となった旧豊中市立庄内さくら学園中学校跡地において、スポーツ振興施設を中心に、こども関連施設、生活利便施設(商業、医療等)等のにぎわい施設をめざした跡地活用おこなう民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定した。</p> <p>当該事業者からは、これまでの豊富な経験や実績に裏打ちされた具体的かつ実現可能性の高い提案がなされ、特に音楽・イベントにあふれる交流の場の設定や、子育て世帯を対象とした音楽・ものづくりの催しなど、地域に開かれた提案をはじめ、用地を最大限に生かし多様な機能を盛り込んだ提案は、南部地域の新たな魅力・価値づくりに寄与することが期待できるものであった。以上のことから三菱倉庫株式会社を優先交渉権者として選定し、令和 8 年(2026 年)3 月の豊中市議会において、無償及び減額貸し付けについての議決を受け、随意契約を締結するもの。</p>